

第 88 号議案 令和 2 年度一般会計補正予算

令和 2 年 4 月 4 日
第 6 回 福岡県議会臨時会議案 その 1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
88	令和2年度福岡県一般会計補正予算（第1号）	1

一 般 会 計

第 88 号議案

令和 2 年度福岡県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70,655,483 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,922,379,631 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 2 年 4 月 30 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		206,090,460	26,492,510	232,582,970
	1 国 庫 負 担 金	97,241,268	1,688,226	98,929,494
	2 国 庫 補 助 金	102,673,181	24,804,284	127,477,465
12 繰 入 金		21,237,425	9,617,950	30,855,375
	2 基 金 繰 入 金	17,573,956	9,617,950	27,191,906
14 諸 収 入		132,849,936	34,149,023	166,998,959
	3 貸 付 金 元 利 収 入	114,090,840	34,297,854	148,388,694
	7 雑 入	8,086,408	△ 148,831	7,937,577
15 県 債		222,419,300	396,000	222,815,300
	1 県 債	222,419,300	396,000	222,815,300
歳 入 合 計		1,851,724,148	70,655,483	1,922,379,631

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		59,622,200	365,647	59,987,847
	1 総 務 管 理 費	22,376,939	207,841	22,584,780
	2 企 画 費	14,361,969	144,802	14,506,771
	3 徴 税 費	15,695,877	△ 2,024	15,693,853
	4 市 町 村 振 興 費	1,946,339	△ 700	1,945,639
	6 防 災 費	1,446,343	17,421	1,463,764
	9 監 査 委 員 費	349,845	△ 1,693	348,152
3 保 健 費		231,931,215	7,648,718	239,579,933
	1 保 健 企 画 費	7,436,214	1,364,814	8,801,028
	2 健 康 対 策 費	11,167,137	△ 8,745	11,158,392
	3 生 活 衛 生 費	1,797,484	5,687,959	7,485,443
	4 医 薬 費	12,996,032	254,492	13,250,524
	5 医 療 介 護 費	185,543,686	115,853	185,659,539

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 高齢者支援費	12,990,662	234,345	13,225,007
4 環境費		3,277,831	△ 4,777	3,273,054
	1 環境費	3,277,831	△ 4,777	3,273,054
5 生活労働費		169,104,214	2,073,834	171,178,048
	1 県民生活費	9,169,193	△ 344,068	8,825,125
	2 福祉企画費	3,486,529	38,267	3,524,796
	3 児童家庭費	59,767,308	33,971	59,801,279
	4 障がい者福祉費	46,646,401	838,975	47,485,376
	5 生活保護費	33,223,942	1,464,452	34,688,394
	6 社会福祉費	10,535,630	△ 1,594	10,534,036
	7 労働企画費	1,772,377	34,800	1,807,177
	8 職業訓練費	3,935,907	△ 175	3,935,732
	9 失業対策費	329,674	9,395	339,069
	10 労働委員会費	237,253	△ 189	237,064

6 農 林 水 產 業 費		61,581,688	2,002,515	63,584,203
1 農 林 水 產 業 企 画 費		8,193,542	134,038	8,327,580
2 農 業 費		11,512,581	369,411	11,881,992
3 畜 產 業 費		1,798,595	1,285,032	3,083,627
5 林 業 費		14,513,653	206,719	14,720,372
6 水 產 業 費		7,789,784	7,315	7,797,099
7 商 工 費		123,146,911	57,155,637	180,302,548
1 商 業 費		114,498,454	55,911,884	170,410,338
2 工 鉦 業 費		6,155,047	326,491	6,481,538
3 觀 光 費		2,493,410	917,262	3,410,672
10 教 育 費		323,168,605	1,413,909	324,582,514
1 教 育 總 務 費		39,184,066	331,398	39,515,464
2 小 学 校 費		80,641,322	△ 41,968	80,599,354
3 中 学 校 費		46,957,208	△ 35,257	46,921,951
4 高 等 学 校 費		63,379,342	384,257	63,763,599

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 特別支援学校費	20,747,925	41,700	20,789,625
	6 社会教育費	3,748,314	78,459	3,826,773
	7 保健体育費	2,321,939	144,253	2,466,192
	8 大学費	4,299,400	20,371	4,319,771
	9 私立学校費	58,419,243	286,860	58,706,103
	10 青少年費	3,469,846	203,836	3,673,682
歳	出	合	計	
		1,851,724,148	70,655,483	1,922,379,631

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対応資 金利子補給	令和3年度から 令和5年度まで	9,193,000千円 ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 282,800,000千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
福岡県中小企業振興資金融資制度 の推進に伴う福岡県信用保証協会 に対する損失補償	令和2年度から 令和16年度まで	2,920,000千円 ただし、求償権の行使にともない 回収金が返還されたときは、当該 金額相当額を限度額に加算するこ とができる。	令和2年度から 令和16年度まで	4,480,000千円 ただし、求償権の行使にともない 回収金が返還されたときは、当該 金額相当額を限度額に加算するこ とができる。

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設整備事業費	12,769,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和2年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	13,165,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和2年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
計	222,419,300				222,815,300			